

問番号	問内容
風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれがある子ども	
Q04-01	「風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある」状態はどのような者が該当しますか。 ・新型コロナウイルスに関連すると思われる発熱等の風邪症状が見られる者 ・新型コロナウイルスに感染した者の濃厚接触者をいいます。
Q04-02	風邪などの症状がない子どもについて、感染予防のため自主的に休ませた保護者は対象になりますか。 原則として対象になりません。 ただし、医療的ケアが日常的に必要な子どもや、新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患等を有するなど特定の子どもについて、学校等が、新型コロナウイルスに関連して特別に休むことを認める場合等は、対象になります。 Q3-13もご覧ください。
Q04-03	小学校等は臨時休業等していませんが、子どもが発熱等の風邪症状があったため、欠席した子どもの世話をするために、仕事ができなかった場合は、対象になりますか。 新型コロナウイルスに感染したおそれのある子どもについて、小学校等から欠席することが認められた場合は、小学校等の開校日、そもそも休校が予定されていた日（夏休み、冬休みなど）であっても、子どもの世話をを行うために仕事ができなかった日は、小学校等の臨時休業期間等にかかわらず、支援の対象になります。
Q04-04	新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患等を有する子どもとは、どのような子どものことですか。 新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患等を有する子どもとは、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患がある子ども、透析を受けている子ども、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている子どもをいいます。
Q04-05	インフルエンザによる学級閉鎖があった場合、対象となりますか。 対象になりません。 本助成金は新型コロナウイルス感染症の影響により小学校等が休業した場合や、子どもが新型コロナウイルス感染症に感染した（または感染の恐れがある）場合を対象としております。